

「新型コロナウイルスの感染症法上の分類を5類に変更すべき」との意見に対する考え方

立憲民主党新型コロナウイルス対策本部

I. 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて

- 新型コロナウイルス感染症は感染症法分類の2類相当であると言われることがあるが、正確には、新型コロナウイルス感染症は「新型インフルエンザ等感染症」という分類である。
- 例えば、2類では、感染症法に基づいて、感染者（有症状・無症状問わず）・濃厚接触者への外出自粛等の要請はできない。2類では新型インフルエンザ特措法も適用されない。一方で、「新型インフルエンザ等感染症」という分類では可能である。
- この「新型インフルエンザ等感染症」を含め、感染症法では、それぞれの類型ごとに一定の枠内でとり得る措置を臨機応変に選択して「とることができる」とされており、「新型インフルエンザ等感染症」のような強い類型では強い対策と弱い対策を柔軟に組み合わせることが可能であり、硬直的なものではない。「新型インフルエンザ等感染症」としつつ、状況に応じて5類と同様に弱い措置のみをとるという運用も柔軟に可能である。なお、積極的疫学調査については5類でも規定がある。感染症法は、それぞれの類型でとり得る措置を柔軟に運用できる法体系となっている。このうちとり得る措置の選択肢が最も多いのが、この「新型インフルエンザ等感染症」という類型である。（別紙参照）

【柔軟な運用の例】

- ・政府は当初、感染者全員を入院させる方針だったが転換。軽症者が宿泊療養施設や自宅で療養できると変更。
- ・保健所の入院調整を医療機関が代わりに運用
- ・保健所等の業務負担が急増し、一部地域では、一部軽症者らの健康観察は患者自身が行うよう切り替え

Ⅱ. 「新型コロナウイルスの感染症法上の分類を5類に変更すべき」との意見について

- 新型コロナウイルス感染症を5類にすると、保健所の負担が減った上、感染者はどの医療機関でも診察可能となり、医療ひっ迫が緩和される、との主張があるが、以下のような問題点があると考える。
 - ・東京都のモニタリング会議の専門家は「5類に引き下げた途端にすべての医療機関がコロナの治療をするようにはならないだろう」「適切な感染対策をとって新型コロナの治療ができる医療機関が少ないため、患者は路頭に迷うことになりかねない」と指摘している（毎日新聞 2022年2月9日朝刊）。
 - ・仮に5類にした場合でも行政は流行状況を把握しなければならないため、行政（保健所等）が医療機関から情報を求めることには変わらない。
- 患者の自己負担が生じる。治療を受けられなかったり、治療に行かない人が増加することが懸念される。
 - ※例えば飲み薬「モルヌピラビル」は患者1人当たりに要する費用約8万円程度との報道がある。
- 感染症法に基づく行動抑制（※）が不可能になる。
 - ※感染者（有症状・無症状問わず）・濃厚接触者への外出自粛等、感染者（有症状・無症状問わず）の就業制限等
- 新型インフルエンザ特措法の適用から除外される。その結果、以下の措置ができなくなる。
 - ・時短営業への要請とこれに応じた事業者に対する協力金の支払い
 - ・住民に対する外出自粛等
 - ・大規模イベントの制限等
 - ・その他、行動抑制策
- 5類になれば、定点（サンプル調査）把握となり、感染者全体数の把握が不可になる。

Ⅲ. 基本的考え方

- 5類への見直しは、
 - ① ワクチン・ブースター接種が進み、
 - ② 検査体制が普及し、
 - ③ 有効な治療方法が確立・普及し、
 - ④ その結果、新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザ並みの脅威となった場合に、

⑤ 国民の理解を得ながら、実施すべきであり、現時点では早計である。

○ただし、保健所や医療機関の業務の事務的負荷を軽くするためにフェーズに応じて柔軟に対応すべきである。

(例)

- ・保健所の入院調整業務等の外注化
- ・保健所の入力項目の簡素化等
- ・積極的疫学調査の濃淡
- ・医療機関のハースス入力等の簡素化
- ・各種事務作業の簡素化等

なお、立憲民主党は保健所の負担軽減等を目的に、自宅療養者等に対する健康観察等を行った医療機関に協力金を支給することを盛り込んだ「オミクロン・感染症対策支援法案」を提出している。

○それとともに、新型コロナウイルス感染症にかかった場合に重篤化するおそれがあるといった知見、まん延防止のための措置が国民生活や社会経済に与えている影響等を踏まえ、患者、濃厚接触者、無症状病原体保有者に対する措置の在り方について、感染症法に規定する他の感染症の類型との比較等の観点から検討して必要な措置を講ずるべきである。

○コロナ禍において社会・経済を維持するためには十分な生活者・事業者支援が必要であり、立憲民主党はいわゆる「ワーキングプア」の方への給付金支給、事業復活支援金の支給上限額の大幅引き上げ、「観光産業事業継続支援金」の支給のための法案を提出している。

以上